4. 平成25年度決算(案)に基づく社員配当金について

平成25年度決算(案)に基づく社員配当率の概要は、以下のとおりです。

- ・個人保険、個人年金保険については、配当率を据え置きとします。
- ・団体年金保険については、団体年金配当ルールに基づき、配当基準利回りを設定します。
- ・団体保険等については、配当率を据え置きとします。
- (1) 平成25年度決算(案)に基づく配当率については、以下のとおりです。

【個人保険、個人年金保険】

平成11年4月1日以前契約(毎年配当契約)

≪通常配当金≫

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額 (マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金>

[据え置き]

保険金*に費差基本配当率を乗じた額 ただし、配当回数1回目においては費差基本配当率をゼロとします。

* 会社所定の換算による保険金(以下、本文において同じ。)

(例示)

於才保陝• 預	を 不保険の 保険の	臣 100 万円に	-*ノさ	
昭和 39 年	4月1日以後	昭和 56 年	4月1日以前の契約	1,950 円
昭和 56 年	4月2日以後	昭和 60 年	4月1日以前の契約	1,300 円
昭和 60 年	4月2日以後	平成 2年	4月1日以前の契約	900 円
平成 2年	4月2日以後	平成 5年	4月1日以前の契約	550 円

平成 5 年 4月2日以後の契約 350円

定期保険特約の保険金100万円につき

昭和 56 年	4月2日以後	昭和 60 年	4月1日以前の契約	1,300 円
昭和60年	4月2日以後	平成 2年	4月1日以前の契約	900 円
平成 2年	4月2日以後	平成 5年	4月1日以前の契約	550 円
平成 5年	4月2日以後	平成 8年	4月1日以前の契約	350 円
平成 8年	4月2日以後	平成 13 年	10月1日以前の契約	200 円

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が 2,000 万円を超える部分に対し、保険金 100 万円につき、次の費差上乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。

費差上乗せ配当率(保険金額 5,000 万円以上 5,000 万円未満 435 円 保険金額 2,000 万円超 3,000 万円未満 335 円

② 〈死差益配当金〉 [据え置き]

危険保険金に被保険者の年齢・性別及び予定死亡表の区別等に応じた死差益配当率を乗じた額

(例示)

平成8年4月2日以後の定期保険 男性 40歳 危険保険金 100 万円につき 配当回数 10 回目以上 0 円 配当回数 9回目以下 130 円

③ <災害疾病特約配当金>

[据え置き]

災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

平成2年4月2日以後の災害割増特約

災害保険金 100 万円につき 50 円

昭和62年4月2日以後の新入院医療特約 本人型40歳

入院給付日額 1,000円につき 500円

④ <利差益配当金>

[据え置き]

責任準備金に予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

【予定利率 1.50%の契約 0.25% 】

⑤ <配当調整額>

[据え置き]

責任準備金に予定利率に応じた配当調整率を乗じた額

(例示)

\ 1.1 \ \	
- 予定利率 2.00%の契約	0.25%
予定利率 2.75%の契約	1.20%
予定利率 3.75%の契約	2.40%
予定利率 4.00%の契約	2.65%
予定利率 5.00%の契約	3.85%
予定利率 5.50%の契約	4.55%
予定利率 1.75%の一時払養老保険	0.25%
予定利率 2.25%の一時払養老保険	0.75%
予定利率 2.00%の一時払終身保険	0.80%
予定利率 1.75%の一時払年金保険	0.40%
<u> </u>	

≪健康配当金≫

<定期健康配当金>

[据え置き]

定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料(年額)*1に次の定期健康配当率を乗じた額

定期健康配当率*2 … 4% (平成6年度契約)から100% (昭和50年度以前契約)

- *1 会社所定の換算による保険料(年額)(以下、本文において同じ。)
- *2 更新契約については、更新前契約締結時の契約年度に応じて算出した額から、直前の更新時に支払われた定期健康配当金(消滅時配当金)を控除してお支払いします。なお、途中の更新時については、上記の5割の配当率を乗じた額とします。

<災害疾病健康配当金>

[据え置き]

災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料(年額)に次の災害疾病健康配当率を乗じた額

災害疾病健康配当率 … 3.3% (平成13年度付加特約)から95% (昭和48年度以前付加特約)

≪消滅時配当金≫

[据え置き]

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、終身・養老部分の責任準備金 に次の消滅時配当率を乗じた額

• 予定利率 4%以下契約

消滅時配当率(満期・死亡) ··· 2.0%(昭和47年度契約)から9.2%(昭和44年度以前契約) 消滅時配当率(上記以外) ··· 2.0%(昭和45年度契約)から4.4%(昭和44年度以前契約)

• 予定利率 4%超契約

消滅時配当率 (満期・死亡) ··· 2.0% (昭和 44 年度契約) から 4.4% (昭和 43 年度以前契約) 消滅時配当率 (上記以外) ··· ゼロ

≪保障見直し特別配当金≫

[据え置き]

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、次の保障見直し特別配当率を乗じた額

- ・終身保険、養老保険等 保険金100万円につき750円(平成4年度以前契約)から150円(平成10年度以後契約)
- ・定期保険特約等 保険金100万円につき50円(平成元年度以前契約)から5円(平成10年度以後契約)

平成11年4月1日以前契約(NEO契約)

≪5年ごと利差配当金≫

5年ごとに利差配当金を通算した額(マイナスとなる場合はゼロとします。)

・各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じて設定

≪5年ごと死差配当金≫

5年ごとに死差配当金を通算した額(5年ごと利差配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなるときはゼロとします。)

・各決算年度の死差配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別に応じた死差益配当率を乗じた額

(例示)

定期保険男性 40歳[平成 25 年度決算(案)に基づく部分]危険保険金 100万円につき経過9年以下70円経過9年超0円

≪定期健康配当金·消滅時配当金≫

[据え置き]

毎年配当契約に準じて設定

≪保障見直し特別配当金≫

[据え置き]

毎年配当契約に準じて設定

平成24年4月1日以前契約(EXシリーズ契約)

≪配当金の支払水準≫

<5年ごと配当金>

[据え置き]

契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、 累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額

<消滅時配当金>

[据え置き]

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、 累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

<保障見直し特別配当金>

[据え置き]

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、 累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

≪ポイント水準≫

<通常ポイント> [据え置き]

毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

(例示)

責任準備金 100 万円につき、以下のポイントを加算 予定利率 1.65%の契約

保険期間 5年以下 … 50 ポイント 保険期間 5年超 10年以下 … 40ポイント 保険期間 10年超 20年以下 … 36ポイント 保険期間 20年超 … 34ポイント 予定利率 2.15%の契約 … 0ポイント 一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険

··· 0 ポイント

(注) 保険期間が終身の保険契約及び年金支払開始後契約については、保険期間 20 年超のポイントを加算します。 年金支払開始後契約(年金特約を除く)については、上記の1割とします。 年金特約については、上記の5割とします。

<健康ポイント>

◇定期健康ポイント

[据え置き]

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別及び予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

(例示)

定期保険特約(平成 19 年 4 月 2 日以後契約、男性、保険期間 15 年、払込期間 15 年、年払) 危険保険金 1,000 万円につき、以下のポイントを加算

> 到達年齢 30 歳 ··· 12 ポイント 到達年齢 40 歳 ··· 14 ポイント 到達年齢 50 歳 ··· 23 ポイント 到達年齢 60 歳 ··· 46 ポイント

◇災害疾病健康ポイント

[据え置き]

特約種類等に応じたポイント率を設定

(例示)

保険料(年額) 1万円につき、以下のポイントを加算 平成13年4月1日以前に締結された 新災害入院特約 2.5 ポイント 新入院医療特約 5 ポイント

平成24年4月2日以後契約

≪通常配当金≫

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額に⑤を乗じた額

① <費差益配当金>保険金に費差益配当率を乗じた額

[据え置き]

(例示)

終身保険

保険金 100 万円につき 0 円

② <死差益配当金>

[据え置き]

危険保険金に被保険者の年齢・性別及び予定死亡表の区別等に応じた死差益配当率を乗じた額

(例示)

○ 終身保険 男性 40歳○ 危険保険金 100万円につき 37円

③ <災害疾病配当金>

[据え置き]

入院給付日額等に保険種類等に応じた災害疾病配当率を乗じた額

(例示)

総合医療保険

入院給付日額 1,000 円につき 0 円

④ <利差益配当金>

[据え置き]

責任準備金に予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

予定利率 1.15%の契約

0.60%

予定利率 1.35%の契約

0.40%

予定利率 1.65%の契約

0.10%

一時払養老保険·一時払終身保険·一時払年金保険 0

⑤ 〈経過別係数〉

[据え置き]

経過年数等に応じた係数を設定

(例示)

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険	10 年以下	50%(経過1年)から110%(経過 5年以上)
年金保険	10 年超 20 年以下	50%(経過1年)から115%(経過15年以上)
十金木灰	20 年超	50%(経過1年)から120%(経過30年以上)
学期/P/ 於	10 年以下	55%(経過1年)から115%(経過 5年以上)
定期保険 終身保険	10 年超 20 年以下	55%(経過1年)から120%(経過15年以上)
於分体映	20 年超(終身含む)	55%(経過1年)から125%(経過30年以上)

(注) 年金支払開始後契約については、100%とします。

保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を 行います。

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

(例示)

 ・予定利率 0.75%の契約
 … 0.29%
 [前年度 0.02%]

 ・予定利率 1.25%(払戻等控除有り)の契約
 … 0.79%
 [前年度 0.44%]

 ・予定利率 1.25%(払戻等控除無し)の契約
 … 0.46%
 [前年度 0.13%]

【団体保険等】

配当率を据え置きとします。

(2) 平成25年度決算(案)に基づく社員配当金を定期付終身保険等について例示しますと以下のとおりです。

【毎年配当契約】

(例1) 定期付終身保険

全期型、30歳加入、60歳払込満了、年払、男性、 20倍型、死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円

(単位:円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
平成 10 年度 < 16 年 >	261, 574	$3,450 \ (\triangle \ 1,550)$	50, 002, 350 [\triangle 1, 100]
平成 9年度<17年>	261, 574	$2,350 \ (\triangle \ 1,100)$	50, 001, 250 [\triangle 1, 100]
平成 8年度<18年>	261, 574	$1,250 \ (\triangle \ 1,100)$	50,000,600 [△ 650]

- *1 「継続中の契約」欄の()内は、前年度受取金額との差額を示します。(以下、毎年配当契約において同じ。)
- *2 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

また、[]内は、前年度における契約応当日以後に仮に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

(例2)養老保険

[30 歳加入、30 年満期、年払、男性、保険金 100 万円]

(単位:円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約	満期・死亡契約*1
平成 6年度<20年>	23, 946	0 (0)	(死亡) 1,000,000
平成 元年度<25年>	19, 980	0 (0)	(死亡) 1,000,000
昭和 59 年度 < 30 年 >	21,670	_	(満期) 1,000,000

^{*1 「}満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

【EXシリーズ契約】

(例3) 定期付終身保険

∫60 歳払込満了、年払、男性、20 倍型、 【死亡保険金 5,000 万円うち終身保険金 250 万円

平成21年度契約<経過5年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢*1	保険料*2	累計ポイント*3	5年ごと配当金*4
30 歳	177, 407 (347, 742)	361 (+ 74)	5, 415 (—)
40 歳	271, 419 (441, 564)	515 (+ 112)	7,725 (—)
50 歳	536, 037 (—)	919 (+ 207)	13, 785 (—)

*1 定期保険特約の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。 (以下、定期付終身保険において同じ。)

- *2 「保険料」欄の()内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。(以下、定期付終身保険において同じ。)
- *3 「累計ポイント」欄の()内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。 (以下、EXシリーズ契約において同じ。)
- 「5年ごと配当金」欄の()内は、前回の5年ごと配当金との差額を示します。 (以下、EXシリーズ契約において同じ。)

平成 16 年度契約 < 経過 10 年 >

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30 歳	180, 092 (348, 764)	1,064 (+ 88)	15, 960 (+ 9, 690)
40 歳	281, 517 (443, 349)	3, 633 (+ 148)	54, 495 (+ 33, 450)
50 歳	573, 647 (–)	11,840 (+ 290)	232, 520 (+ 194, 030)

(例4)終身保険

[60 歳払込満了、年払、男性、保険金1,000 万円]

平成21年度契約<経過5年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30 歳	245, 820	200 (+ 45)	3,000 (-)
平成 16 年度契約 < 経過 10 年 >			(単位:ポイント、円)
加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30 歳	249, 910	849 (+ 83)	12, 735 (+ 8, 295)

(例5) 年金保険

加入年齢

∫60 歳払込満了、年払、男性、60 歳年金開始、 10年確定、年金年額100万円

平成21年度契約<経過5年>

保険料

(単位:ポイント、円)

5年ごと配当金

30 歳	279, 290	177 (+ 43)	2,655 (-)
平成 16 年度契約 < 経過 10 年 >			(単位:ポイント、円)
加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30 歳	279, 410	884 (+ 90)	13, 260 (+ 8, 760)

累計ポイント

【平成24年4月2日以後契約】

(例6) 定期保険+終身保険

(60 歳払込満了、年払、男性、 死亡保険金 2,000 万円うち終身保険金 100 万円)

平成24年度契約<経過2年>

(単位:円)

1 // 1 // 1 // 1 // 1	,	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
加入年齢*1	保険料*2	配当金*3
30 歳	86, 935 (161, 320)	341 (+ 10)
40 歳	127, 286 (200, 835)	589 (+ 153)
50 歳	240,568 (—)	1,062 (+ 267)

- *1 定期保険の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。
- *2 「保険料」欄の()内は、定期保険更新後の保険料を示します。
- *3 「配当金」欄の()内は、前年度配当金との差額を示します。(以下、平成24年4月2日以後契約において同じ。)

(例7) 年金保険

(60 歳払込満了、年払、女性、60 歳年金開始、 10 年確定、年金年額 60 万円

平成24年度契約<経過2年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
30 歳	166, 002	156 (+ 82)